

しまして交付をしておるわけでありま
す。今後におきましては、その手続を
大体そのまま踏襲するつもりでござい
まして、この法律に基く省令などでさ
ような手続関係の規定を書いて行くこ
うな予定にいたしております。

それからこの補助金をいかなる対象
について出しておるかということのお
尋ねのようでありますが、非常に多数
ございますので、二十六年にこの補
助金を具体的にどう技術あるいは
どう企業に對して出しておるか
という点は、後ほど御必要あれば資料で
差上げてごらんを願いたいと思いま
す。試験研究につきましては、各業種
にわたりまして相当多数——これは今
数を正確に覚えておりませんが、資料
といたしましては数枚にわたる程度の
多数の対象を取上げて補助金を交付
いたしております。交付をいたします基
準について、工業化試験につきまし
てどういうものを対象にしているか、抽
象的な基準を一応申し上げますと、そ
の試験研究の成果が新しい技術を生み
出して将来の技術水準を引上げるとい
うようなもの、わが国の立地条件、資
源、またはいろいろ資本の関係であ
りますとか、そういう点から見て、最
も適当であるかどうか、その技術研究
の基礎となる試験研究基礎理論とい
うものが十分できておるかどう
うなもので試験の計画、あるいは試験
法がはたして妥当であるかどうか、そ
れから当該企業の技術的の陣容その他
から見まして、その試験研究の成果を
上げ得るような条件が備えられてい
るかどうか、それからその試験研究
の——補助金は一部でございますの
で、その他の資金調達についての一応
の目的があるかどうかというような点

を審査いたしまして、民間から出てい
ます申請に基きまして、具体的に試験
研究所を一通り審査するということ
にいたしております。

○奥村委員 一方新しい試験研究のた
めの機械設備に補助金を国から交付す
る。しかもその試験研究の設備につ
いては、相当大幅な免税の措置をする。
そうすると、同一助成の対象に對して
補助金も出し、免税もする、そういう
ふうな重複した措置になりはしない
か。こういう点からお尋ねするのであ
ります。設備を直接対象として補助
金を出すのか出さないのか。

○石原説明員 今のお尋ねの点につ
きましては、もちろん試験研究につ
きましては、設備も対象にして補助金を出
してあります。従いまして、一面補助
金の適用の対象にもなり、本法で参
りますと、四條の短期償却の対象にも
なる。こういうふうな二重になる場合
に、当然予想されることであります。

その点はたして重複してやる必要があ
るかどうかという質問かとも思います
が、元來試験研究の対象にいたしま
す耐用年数で使用する設備のような長
い耐用年数で使用する設備がないの
が現実でございまして、相当短期間に
試験研究の目的は達せられるべきで、
従つて従来のような普通の生産設備と
同じような耐用年数を認めることは、必
ずしも実情に合わないのじやないかと
いうことで、試験研究の設備につ
きましては、短期の償却を認めることが
むしろその実態に合うのじやないか、こ
ういう点で、この償却の点は考えまし
たので、お尋ねのように両方適用する
場合があるということでありまして。

○奥村委員 それじやたゞいまの御答
弁に關連してお尋ねいたしますが、こ
の法律規定全体が、試験研究の場合も
あるいはまた重要産業の施設の場合に
おいても、非常に短期な償却を認め
る、個人の場合同様に短期の経費
として落すということを規定されてお
る。そうすると、つまり非常に短期に
その機械がだめになる、使用価値がな
くなる、そういう短期の効果しかない
ものに限つてこの助成をなさるのか、
つまりそういうものに限つて政令内容
はきめられるのか。もしかりに二十年
も耐用できるものを二年や三年で全部
帳簿から落すということになれば、は
なはだ不当になる。たゞいまの御答弁
のように、そういう二、三年で全然そ
の機械設備がだめになるようなものに
限つてこの適用をなさるのか、政令内
容はそうなるのか、その点をお尋ねし
たい。

○石原説明員 先ほど私から御答弁申
し上げましたのは、試験研究の設備に
ついての御質問かと思ひましたので、
試験研究の設備につきましては、その設
備自身の耐用年数は必ずしも短期
ではないけれども、使用する主たる目
的が試験研究用という場合には、それ
が使われる期間が非常に短いという点
で、四條に關します試験研究設備につ
いては、實際上の使用期間が短いだろ
うというふうな申し上げましたので、
六條の方の生産設備につきましては、
もとよりさうなことはございせん
ので、その機械の耐用年数は、普通の税
法等に基きましてあります通りの耐用年
数は当然あるわけでありまして、六
條につきまして短期償却を特に設けま
したの、四條の試験研究設備につ

て短期償却を設けましたのと多少事情
が違ふわけでありまして、四條の方は
先ほど申しましたように、元來の使用
の目的からいって、そう長期に使わ
ないであらうということをお願いした
のであります。六條の方の關係につ
きましては、さうなことはございせん
ので、耐用年数全体といたしまして
は、三年なりあるいは五年というところ
で全部償却されるわけではございま
せんが、ただ初年度に五割償却し、残
りは当該機械の耐用年数で償却される
ということになるわけでありまして
て、御承知のように現在租税特別措置
法で五割増しの特別償却を三箇年認め
ておりますが、それをさらに一段と強
化するという趣旨で六條の方は規定が
できておるわけでありまして。

○奥村委員 試験の場合と六條の減価
償却の場合とは全然考え方が違ふとい
うことがはつきりいたしました。それ
では泉税制課長にお尋ねいたしま
す。六條の規定に基いて、しかもこの
法律の附則によるところの租税特別措
置法の改正によるならば、この六條の
規定による減価償却はどういうふうな
ことになるのか。この法律が非常に複
雑に書かれておるので、ちよつと簡単
には理解ができないのであります。こ
の法律に基いて法の範囲内で極限ま
で減価償却をやつた場合には、この機
械設備は何年間で帳簿上ゼロとなる
という償却ができるのかどうか。

○泉説明員 今回企業合理化法案の附
則におきまして、租税特別措置法の一
部を改正しまして、特定の重要産業で
使用します特定の機械設備につきま
して、初年度五割の償却を認めるとい
うことにしたいと考えておるわけござ
います。その場合にどういうふうな
償却になるかということをお願いしま
す前に、現在租税特別措置法で認めら
れております五割増し償却のところ
から申し上げた方がわかりいかと思
うのであります。

御承知のように、現在機械設備につ
きましては、耐用年数をきめて、
定率法または定額法によりまして減価
償却を行うことを認めておるわけであ
りますが、従来ありました五割増し償
却と申しますのは、そうした特定の機
械設備あるいは船舶につきまして、取
得の年から三年間に法定償却額——こ
れは定率法及び定額法でそれぞれ耐用
年数に應じまして一年の率がきまつ
ておりますが、この定額法または定率法
できまつております償却額を五割増し
たところの償却ができるということに
なつておるのでございまして、それ
によりまして、大体耐用年数が十五年
以上の機械でございまして、三年間に
五割一分二厘という償却ができるとい
うことになつておるのでございまして。

その三年間に五割一分二厘の償却をし
た後は、これは普通の法定償却額を認
めて行くわけでありまして、三年間
に割増し償却をいたしておりますか
ら、実際におきましては、十五年の耐
用年数のものも大体十三年くらいで帳
簿価格が残存価格の一割までに達しま
して、あとはそれによつては償却はで
きない、というところになるわけござ
いまして、いわば償却の繰上げというこ
とになるわけでありまして。今回取得
の年に五割の償却を認めようとする
のは、それをさらに一歩進めようとい
うわけでありまして、初年度五割の
償却をいたしまして、次年度から

○奥村委員　ただいまお話の五割増し償却は、特に日本経済再建のための重要産業と認めるものに行うということになつておるが、今回またこれは五割

的に遅れておるわけでございますが、そのうち各業種を通じて特に遅れているような機械を取出しまして、五割増し償却の適用を認めまして、その

ぬので、それはむしろ今後の問題になる。私はとつぴになつてはならぬという事で質問をしている。またイギリス、ドイツにおいても相当の償却を

業の事情によりまして全部が全部五割増しの償却はおそらくできないであろう、従つておよそ五割増しの償却として考えられる価額額の七〇%相当額のものである。

つきりここで御答弁願いたい。

○泉説明員　その点につきましてそれ上ではごく大ざっぱに申し上げますと、もちろん計算の基礎はあるのでござ

ますが、三百トン以上の船舶が昭和二十六年中にこの五割増しの特別償却を受ける……。

○農林委員 それを言い出したら一時間も二時間かかるから、資料があるというのを言明できるかどうか、その点を……。

○泉説明員 それはございます。

○農林委員 それではその五割増しの償却の指定をされた中から選んで、特別償却というものを指定なさるのかどうか。全然別にまた指定されるのかどうか。

○泉説明員 今度の取得の年の五割の償却につきましては、この現在指定をいたしております機械のうち、特定の重要産業に使つてゐる機械に限つて五割の償却を認めるという方針をとりたいと思つてゐるのでございます。

○農林委員 五割増しの償却をしてゐる指定の中からこれを大目見て行かれる、これは当然のことと思いますが、そうすると五割増しの償却とこの合理化促進法による償却と重複しないか。そこで条文によれば重複しないという規定がありますが、つまり取得した年に半額控除して、翌年度からはこの五割増しの償却を適用するの。その半額はその年度においては適用しないとつぎりしてゐる。しかしその翌年度からの適用はどうなるのか。

○泉説明員 翌年度からはその五割増し償却の方に移るといふことはございませぬ。取得の年に五割増し償却の方法をとりましたものにつぎましては、その方法をやつて行きますし、それから法定償却額の五割増しの方法をとるものにつぎましては、それでやつて行くわけでございます、いずれこの政

令によりまして産業の種類を指定いたしますと、それに該当する事業で使つておる機械につぎましては、初年度五割増しの償却ができることになるわけでありませぬ。ただそれはたゞ／＼現在の五割増し償却と一致しておるわけでございますが、その場合にどちらを選ぶかといふことは、企業の収益状況をみて、企業が自由にきめればよいことになつておるのであります。一旦選定いたしました場合には、どつちかへ移つてゐることはできないことになつております。

○農林委員 それでは地方税法の方に移つてみます。法第五条においては、個人に対する固定資産税の免税規定、第七條は法人に対する固定資産税の免税規定の適用が書いてありますが、この法によつても、自動的にこれに該当する機械設備は、すべて固定資産税が免税になるのかどうか。

○中村(純)委員 五條と七條の規定でございませぬが、これは地方税法第六條の規定の適用があるといふことをここに示しておるのでございます。しかして地方税法の第六條の規定によりますると、免税をすることができ、あるいはまた不均等課税をすることができるといふ建前になつておるのでございます。それでこの法律に五條、七條が出ておるものは、この法律に該当する機械設備等については、地方税法六條の適用があるといふことをここに示しただけであつて、従ひまして必ずこれによつて地方税の減免がされるかどうかといふことは、これは地方税の規定の運用の問題になつて来るわけでありませぬ。

○農林委員 これは地財委の政府委員にお尋ねしなければならぬことであるが、それによつていふまでも、もう少しこまかい規定なり政令なりが出されなければ、この条文だけではこれは非常に誤解を生ずると思ふのです。つまり法人税法における減価償却といふのは、これは命令があつてはつきりなさるものであります。地方税法においては何ら規定がなされてゐないから、この法律だけで解釈をいたしますと、重要産業で政令で定めるものの機械設備、これが全部固定資産税の免税の処置を受けることができる。だからこれは法人税法の減価償却とは全然違つて、うんと範囲が広がる。それを課税しないことができてゐるというやうな地方税法の規定に当てはつては、どうも思ふところ、これはまことに雲をつかむやうな規定になる。これは地方で予算をつくる場合に、この規定ではおそろく予算の組みやうがないだらうと思ふ。

これは地方財政委員会の政府委員を呼んで来てなければならぬが、提案者としてはそこまでの御配慮あつてどういふ規定をなさつたのか、ただ単にこれはほんの希望的な、先ほどの補助金の規定のやうな気分でお書きになつたのか、これは将来相当解釈上の問題が出ると思ふのですが、その点いかがですか。

○中村(純)委員 この法律の適用を受けるべき機械設備等の対象は、この法律及びこれに基く政令によつて、ただいま政府側から御答弁申し上げたやうにきまらるわけでございます。この法律に基いてきまらな対象物に對して、今度は地方税法においていかに取扱うかといふことが次の問題になつて来るわけでございますが、現在の地方税法六條におきましても、地方税を徴収する地方自治団体の判断によりまして税の減免ができる建前になつておるのであります。この法律の五條、七條におきましては、この法律を置きまして、その対象によつて確定いたしましたその対象については、同じくこの地方税法の六條の規定によつて、地方自治団体の判断によつて租税の減免ができるというところをここに書き出したものでございませぬ。

○農林委員 これは地方財政の面から行くと重大な問題が起つて来ると思つて、つまり第五條、第七條で固定資産税に適用があるとするならば、納税者がこの規定に従つて地方団体に對して免税の要求をした場合に、これを地方団体が拒むことができるか、また地方団体がそれでは自発的に条例をもつて相當の減税の処置を規定をした場合に、自動的に平衡交付金をふやすのか。ただでさへ地方財政が府県ごと非常に不公平になつておる。しかもこの規定によつて、これをいかに取扱うかはすべてこれは地方団体に一任してあるもので、従つて地方によつてこの規定をまる／＼適用する地方もあるれば、ほとんど適用しない地方もある。そうすれば工場ごと非常にこれは不公平が生ずる、こういう点の御配慮があつたかどうか。免税にした場合においての平衡交付金は国がめんどうを見る、そこまで行くのか、その点の腹構えをお伺ひいたします。

○中村(純)委員 地方税法におきまして減免の規定がありますが、これは地方団体の自分のところの財政事情を勘案をいたしまして、減免をするかしないか、するならばどの程度にするかといふことは、地方税法の規定によつて地方団体がやる建前に相なつておりますので、この法律に五條、七條の規定を置きまして、その建前をくずす考えもなく、またそのことにもならないと思ふのでございまして、地方団体を勧誘いたしまして、適当に取捨選択をすることに相なる次第と考えております。

○農林委員 御承知の通り平衡交付金は、地方団体の赤字は自動的に政府がめんどうを見る、こういうことになつております。そこで地方団体がこの法五條、七條に従つてこれをかりに半額免税といふふにすれば、その地方団体の平衡交付金算出の基準がかつて来るはずで、そこでそれだけ地方団体の財政収入が減るということになれば、平衡交付金によつて自動的に国がそれだけのめんどうを見ることになるのかどうか、その御配慮があるのかどうか。

○中村(純)委員 地方団体は本法の五條、七條の規定があるからただちにこれを減免適用をしなければならぬといふことにはならないのでございませぬ。その自己の財政事情等を勘案をいたし、かつまた平衡交付金の面、それぞれその面との関連をも考へて、自己の判断においてきめるものだと考えております。

○農林委員 どうもその点ははつきりいたしません、これはひとつ地財委の政府委員にお越し願つて、また地方財政の立場からの、この法律施行の法的意味を、ひとつお尋ねいたしたいと思ひます。

それでは次に法人税法の方に移りたいと思います。この試験研究の場合には、青色申告をしていてもいなくても、これは全部この法律が適用できる、こういうことになつておるが、その通りですか。

○泉説明員 特別償却につきましては、青色申告の提出を要件としたしておるのでありますが、試験研究につきましては、別段青色申告の提出を要件としたしておりません。

○奥村委員 先ほどの日本経済再建のための五割増し償却は、これは青色申告の提出の条件がついておるのかどうか。

○泉説明員 五割増し償却のものにつきましては、青色申告の提出が要件になつております。

○奥村委員 この法律の条文を見ると、今まで青色申告をしていなかった法人であつても、昭和二十六年の一月にさかのぼつて青色申告の手続をし、書類を出せば青色申告をしたものとしてその取扱ひをする。これはさういふ思い切つた規定であるが、先ほどの五割増しの償却の場合もさうな手続を認めておるのかどうか。つまり遡及して青色申告を認めるということをはか

○泉説明員 御趣旨がちよつとわかりかねるのですが、遡及して青色申告を認めるということはいましておりません。

○奥村委員 それでは今回の附則の五項、つまり青色申告をしていない法人のことを五項が記しておるのでありますが、それでも法第二十五条の青色申告を提出したときは、二十六年四月一日を含めてですから、昭和二十五年十

一月一日からの事業年度の分の償却が、あとから提出した青色申告によつて適用される、こういうふうな意味に読みとれるのですが、それは間違いでありますか。

○泉説明員 これは法人の書き方があつて誤解を生ずるようなことになつておるのかもしれないのでございますが、法文の趣旨は、昭和二十六年四月一日以後終了する事業年度開始の日から特定の、現在五割増し償却の適用を受ける機械を取得したものにつきましては、その取得の年度におきまして、青色申告を提出いたしておりますと、昭和二十七年一月一日以後終了する事業年度におきまして、その機械につきまして、今年取得の年に五割の償却ができる機械に該当するということになりました場合には、その取得の年に五割の償却ができるということにしまして計算して、償却範囲額を見るわけでありまして、実際にはすでにその事業年度につきましては、終了いたしましたし申告をしておるわけでございますから、その実際の償却額と初年度取得の年に五割償却で得る金額との差額を、昭和二十七年一月一日以後終了する事業年度において償却範囲額に加えて償却することができると。実際におきましては、今年度の取得の年、初年度に五割償却といふのは、二十七年四月一日以後終了する事業年度に適用するのでござい

ますけれども、すでに二十六年四月一日以後において終了する事業年度に於いて取得した機械もございまして、そのうちに五割の償却がございまして、実際上は今年度の改正がさかのぼつて適用されたと同じようにしようというわけでございます。青色申告をそ

のとき出しておらなくても、今度認めるといふ意味ではないのでございませう。取得の年の青色申告を出しておらなければならぬことは絶対の要件でございませう。

○奥村委員 どうもそこところははつきりしない。この附則の第五條の八、これは青色申告を提出する法人で云々と、まず青色申告を要件に書かれてあるわけですか。五項の方はさうじやなしに、青色申告の条件でなしに、単に法人がとつと書いて来て、そうしてその法人が法人税法第二十五条一項の規定による青色申告を提出したときは、さかのぼつて適用する、こういうふうな読み取れるのですが。

○泉説明員 これは条文の書き方があつて、先ほど申し上げましたように、今度の初年度の歩合償却といふのは、現在の五割増し償却を認めておる機械のうち、特定の重要産業に使用されておるものについて認めることにしておるわけでございます。従つて今度政令で特定の重要産業をきめますと、その重要産業で昭和二十六年四月一日以後終了する事業年度開始の日から取得した機械で、五割増し償却の適用があるものがあるわけでございます。それが今度昭和二十七年一月一日以後終了した事業年度の方で行きますと、初年度五割の償却ができるわけでありまして、すでに昭和二十六年四月一日以後終了する事業年度が終了しておることになりますので、その際にはすでに申告書の提出なんかも終つておりますので、それは申告書まで直すのはどうかという考えから、取得の年に五割の償却をしたならば、償却し得た範囲額

があるわけでございますから、それと実際の償却額との差額を繰越し償却するといふことにしておるのでございまして、法人税法第二十五条一項の規定による青色申告を提出したときは、その事業の、その前に「当該法人がその事業の用に供した事業年度の所得につき」という前提が入つておりますから、取得の年に、その機械を取得した事業年度において青色申告を出しておらなければならぬといふことは当然になつて来るのでありまして、今後青色申告を出したら認めるという趣旨ではないのであります。

○奥村委員 それでは法第六條の政令の内容であります。これは同僚委員からさういふお尋ねがあつたようでありまして、内容が明らかになつておりませんが、ところが一方において、この法によつて、大休年間十億円内外の償却をするのだ、こういうことを言つておられる。政令の内容が明らかにならずに償却の金額はさうなんだ、それはさういふふうな根拠があつてさういふことを言われるのか、政令の内容だけはこの際はつきり言うていただきたい。

○泉説明員 今度の企業合理化法によつて、どの程度減収になるかといふことにつきまして、これは来年度の租税及び印紙収入全体の予算と関係して見なければならぬのでございまして、まだそれが最終的に確定いたしておらないのでございまして、この点はなほだ

申請ないと思つておるのでございませう。この来年度の租税及び印紙収入全体の見積りをい／＼立てておりますが、現在の財政需要から行きますと、どうも今度の特別償却による減収につ

きましては、十億ないし十五億程度の範囲に限らなければいけないのじやなからうか。そしてまた業種につきましても、鉄鋼、石炭そのほかの産業において使つており、特に緊急に近代化を必要とする機械におきましては、大体その範囲程度でまかなえるという見通しをつけておるのでございまして、最終的に範囲をきめるというまでにまだ立ち入つておらないのでございませう。

鉄鋼だけについて申し上げてみますと、鉄鋼だけにございまして約十億近く

の減収額になるのでございませう。従つてそのほかどの程度の重要産業の機械を入れるかといふことを目下検討いたしているような次第でございませう。

○奥村委員 鉄鋼業だけに十億くらゐの減収になるというのであるが、鉄鋼業に関する取得する設備は全部該当するおつもりなのか、そのうちの特に命令で指定する機械でなければならぬのか、鉄鋼の場合は命令の内容容はつきりしているのか。

○泉説明員 もちろん鉄鋼業で使用する機械の全部ではございませう。そのうちの現在租税特別措置法の告示で指定いたしております機械につきまして、二十七年年度におきます設備の計画では相当機械が輸入品になるのでございませうが、輸入の計画、さういふものから見ますと、大体十億程度の減収になるのではなからうかといふ計算を今いたしておりますのであります。なぜ私が鉄鋼について申し上げたかと申しますと、私も業種別に今検討を始めておりますが、鉄鋼についてだけ一応検討し終つたので申し上げたような次第でございませう。

○奥村委員 どうもこの減収見積りな
どについて大蔵省は確固たる資料がで
きているのかどうか、基礎があるのか
どうか、腹づもりでも何もかもしやべつ
ておられるので、実際問題としては政
令の内容はきめられた、いよいよその
年度が経過して、初めは十億の減収見
積りであると思つたが、実は八十億も
減収になるといふようなことで大蔵省
みずからびつくりするといふようなこ
とになりはせぬか。今の御答弁ぶり
によるとどうもそういう不安が多いの
であります。そうすると、まずこ
の法律によつて年間十億くらいの減収
だといふことの御説明は、何も政令の
内容によるのではなしに、歳入の全体
の見積りから、法人税でもつて十億く
らいの減収ならがまんはできるが、そ
うでなければがまんがでぬといふよ
うなことで十億といふことを言われた
のですか。その点をひとつはつきり聞
かしていただきたいと思ひます。

○泉説明員 お言葉を返すようでござ
います。大蔵省におきましては私手
元これだけ資料を持つております
が、こういう資料を集めて検討いたし
ているのでございます。もちろん租税
収入の見積りでございまして、輸入計
画あるいは設備の取得計画というもの
を基礎にして減収見積りを出すわけで
ございまして、それが計画通り行か
なかつた場合におきましては若干の差
異が出るということ、これはあらか
じめ御承知置き願ひなければならぬと
思ひますが、しかしその誤謬というも
のは、一割か二割の限度でございまし
て、おそらく奥村委員の言われるほど
大きな差は生じないものと思つており
ます。輸入機械につきましては、御承

知のように関税法におきましては免稅
の措置を講じておりますので、そうい
うた方面ともいろいろ連絡し、また関
係産業官庁とそれ／＼取得計画を連絡
して見積りを立てておりますので、さ
ような間違ひが起るとは考へておらな
い次第でございまして。

○奥村委員 それでは十億ほど年間減
収になるといふことは、政令内容をき
めずしてそういうことを言われるのな
ら、その十億ほどといふ金額を出した
根拠をはつきり御答弁願ひます。

○泉説明員 主計局長はさきに十億な
いし十五億と御答弁申されておると思
うのでございまして、それはそのとき
にも御答弁がありましたように、重要
産業の範囲をどれだけにするか、およ
そ鉄鋼、石炭、工作機械、そのほかの
若干の基礎産業といふことで見ますれ
ば、十億ないし十五億程度の減収で済
むのではないかといふふうに考へてお
るわけなのでございまして、かた／＼
また租税収入の見積りの面からいたし
ましても、法人税におきまして十億な
いし十五億の減収を出しまして、来
年度の財政需要には応ずることができ
る。両方の考へ方から十億ないし十五
億といふことになつておるのであり
まして、別段どちからきめたという
わけではないのでございまして。

○奥村委員 この規定による命令の内
容が明らかになつておつて、十億ある
いは十五億の減収だといふなら話はわ
かるが、その内容が明らかにならずし
て十五億と言われるのなら本末転倒し
ておる。とするとどうして十億か十
五億より減収にはできないのだ、つま
り国家財政全般からしてその程度がぎ
りぎりだといふ意味に受け取れる。ど

うもさつきの答弁は前後少し食い違つ
ている。それならお尋ねしますが、国
家財政七千億の上から十億か十五億で
食いといふなければならぬ、そういうこ
とを言われる数字的根拠をひとつお尋
ねします。

○泉説明員 これは先ほど繰返して
申し上げましたように、大体のわれわ
れが考へております重要産業の範囲
と、租税収入の来年の予想等からいた
しまして、十億ないし十五億と申し上げ
ておるのでございまして、いづれ来
年度予算が一応事務当局といたしまし
て確定いたします際におきましては、
十億ないし十五億といふことでなし
に、きつちり金額はきまるわけであり
ます。それがきまりませんから十億な
いし十五億といふ相当幅のあることを申
し上げておるのでございまして。その点
はおくみとり願ひたいと思ひます。

○奥村委員 本年度は法人税が自然増
収で八百五十億を見込まれておるし、
また所得税は予算よりも昨年は二百数
十億も決算において減収になつてお
る。そういう予算において十億とか十
五億以外には減収できぬ、そんなこと
をわれ／＼大蔵委員の前で答弁できぬ
はずです。そうすれば少くとも政令の
内容に入らなければ話にならない。そ
れで政令の内容がどうしてお話ができ
ないのか、政令の内容が言えないのな
ら、その内容が想像できる程度にまで
もう少しつづ込んだ御説明ができない
のか。

○中村(純)委員 まことにごもつとも
なお尋ねであると思つてございま
すが、元來この六条の取扱ひ方、すな
わち政令でいかなるものをきめるかと
いう考え方につきましては、各産業を

所管いたしております産業所管庁と
いたしましては、あるいはまた産業界
といひましては、いろいろ／＼これも
入れてもらいたい、これも入れてもら
いたいといふ希望が、ずいぶん多いこ
とと思つております。また私も提
案者といひましては、財政の事情の
許します限り、なるべく広い範囲に取
上げてもらいたいといふことを考へる
ことも、これもまた当然かと思つてお
ります。しかしながら、一面また国の
財政事情も考へなければなりませんの
で、どの限度において財政の事情が許
すか――また財政一本やりで来られま
しても、そのためにせつ／＼かどうして
もこれは取上げなければならぬと思
われるような基幹的な産業が落ちると
いふことも困るのでございまして、
ただいまそれ／＼の産業所管庁から案
を持ち寄りまして、大蔵省と折衝をや
つておる段階であると思つてござい
ます。先ほど大蔵側から話のありま
した十億ないし十五億という減収見込
みといふことは、これもまだ、今日の
段階における一応の見通しと申しま
す。案を申し述べたにすぎないもので
ありまして、もとよりこれも、大蔵当
局から申しましたごとく、来年度予算
の全体の構成がきまりませぬば、この
面におきまして減収見積りがどれだけ
立ち得るかといふことも、はつきりし
たことは今日の段階においては申し上げ
かねるのではないかと申すのであり
ます。しかしながらそれにして、た
だ財政の面からだけわくを先にきめ
てしまつて、どれを取上げるかとい
う、その今折衝段階にある内容の片鱗
もわからないのでは困るじやないかと
いうお尋ねであつたと思つてございま

するが、これもまことにごもつともで
ある。そこで今幸いここに通産当局も
おりますので、この産業所管庁とい
はしましては、――はかにもございま
すが、やはり通産省が一番分量的に多
いわけでございます。通産省として
どの程度を今考へておるかとい
ふことにつきましては、通産省側から
申し上げさしてよいと思つてござい
ます。なおまたつけ加えて申し上げ
ます。なおまた、私が冒頭に申し上げ
したごとく、産業面からします希望と
申しますか、要望と申しますか、それ
と、財政面からする一定の限度とい
ふものの調節点をどこに置くかとい
うことが最終の目安であると思つて
ございまして。このことは二十七年に
おいてはどの程度しかできないが、二
十八年度、二十九年度、将来の年度に
おいて財政事情が許しますならば、二
十七年度はこれだけだつたが、この程
度にふやせることと思つたのであり
ましてはあり得ることと思つたのであ
ります。もし御必要でございしましたら
ば、通産省側が今考へておること、
大蔵省と、まだ未確定のものであり
ますが、折衝しております面につきま
して、御説明申し上げさしてよろし
いと思ひます。

○奥村委員 どうもお尋ねいたしまし
たところ、年間十億あるいは十五億程
度の減収となるという御答弁が、はん
せの腹づもりの御答弁だと思ふ。特に
提案者のお話は、これは来年度はある
いは十億か十五億、来々年度になつて財
政の事情によつてはもつ／＼とふえるか
もしれぬ、そういうような非常に幅の広
いといふか、つかまえてころのない話

○奥村委員 どうもお尋ねいたしまし
たところ、年間十億あるいは十五億程
度の減収となるという御答弁が、はん
せの腹づもりの御答弁だと思ふ。特に
提案者のお話は、これは来年度はある
いは十億か十五億、来々年度になつて財
政の事情によつてはもつ／＼とふえるか
もしれぬ、そういうような非常に幅の広
いといふか、つかまえてころのない話

○奥村委員 どうもお尋ねいたしまし
たところ、年間十億あるいは十五億程
度の減収となるという御答弁が、はん
せの腹づもりの御答弁だと思ふ。特に
提案者のお話は、これは来年度はある
いは十億か十五億、来々年度になつて財
政の事情によつてはもつ／＼とふえるか
もしれぬ、そういうような非常に幅の広
いといふか、つかまえてころのない話

○奥村委員 どうもお尋ねいたしまし
たところ、年間十億あるいは十五億程
度の減収となるという御答弁が、はん
せの腹づもりの御答弁だと思ふ。特に
提案者のお話は、これは来年度はある
いは十億か十五億、来々年度になつて財
政の事情によつてはもつ／＼とふえるか
もしれぬ、そういうような非常に幅の広
いといふか、つかまえてころのない話

○奥村委員 どうもお尋ねいたしまし
たところ、年間十億あるいは十五億程
度の減収となるという御答弁が、はん
せの腹づもりの御答弁だと思ふ。特に
提案者のお話は、これは来年度はある
いは十億か十五億、来々年度になつて財
政の事情によつてはもつ／＼とふえるか
もしれぬ、そういうような非常に幅の広
いといふか、つかまえてころのない話

○奥村委員 どうもお尋ねいたしまし
たところ、年間十億あるいは十五億程
度の減収となるという御答弁が、はん
せの腹づもりの御答弁だと思ふ。特に
提案者のお話は、これは来年度はある
いは十億か十五億、来々年度になつて財
政の事情によつてはもつ／＼とふえるか
もしれぬ、そういうような非常に幅の広
いといふか、つかまえてころのない話

○奥村委員 どうもお尋ねいたしまし
たところ、年間十億あるいは十五億程
度の減収となるという御答弁が、はん
せの腹づもりの御答弁だと思ふ。特に
提案者のお話は、これは来年度はある
いは十億か十五億、来々年度になつて財
政の事情によつてはもつ／＼とふえるか
もしれぬ、そういうような非常に幅の広
いといふか、つかまえてころのない話

○奥村委員 どうもお尋ねいたしまし
たところ、年間十億あるいは十五億程
度の減収となるという御答弁が、はん
せの腹づもりの御答弁だと思ふ。特に
提案者のお話は、これは来年度はある
いは十億か十五億、来々年度になつて財
政の事情によつてはもつ／＼とふえるか
もしれぬ、そういうような非常に幅の広
いといふか、つかまえてころのない話

○奥村委員 どうもお尋ねいたしまし
たところ、年間十億あるいは十五億程
度の減収となるという御答弁が、はん
せの腹づもりの御答弁だと思ふ。特に
提案者のお話は、これは来年度はある
いは十億か十五億、来々年度になつて財
政の事情によつてはもつ／＼とふえるか
もしれぬ、そういうような非常に幅の広
いといふか、つかまえてころのない話

○奥村委員 どうもお尋ねいたしまし
たところ、年間十億あるいは十五億程
度の減収となるという御答弁が、はん
せの腹づもりの御答弁だと思ふ。特に
提案者のお話は、これは来年度はある
いは十億か十五億、来々年度になつて財
政の事情によつてはもつ／＼とふえるか
もしれぬ、そういうような非常に幅の広
いといふか、つかまえてころのない話

○奥村委員 どうもお尋ねいたしまし
たところ、年間十億あるいは十五億程
度の減収となるという御答弁が、はん
せの腹づもりの御答弁だと思ふ。特に
提案者のお話は、これは来年度はある
いは十億か十五億、来々年度になつて財
政の事情によつてはもつ／＼とふえるか
もしれぬ、そういうような非常に幅の広
いといふか、つかまえてころのない話

○奥村委員 どうもお尋ねいたしまし
たところ、年間十億あるいは十五億程
度の減収となるという御答弁が、はん
せの腹づもりの御答弁だと思ふ。特に
提案者のお話は、これは来年度はある
いは十億か十五億、来々年度になつて財
政の事情によつてはもつ／＼とふえるか
もしれぬ、そういうような非常に幅の広
いといふか、つかまえてころのない話

○奥村委員 どうもお尋ねいたしまし
たところ、年間十億あるいは十五億程
度の減収となるという御答弁が、はん
せの腹づもりの御答弁だと思ふ。特に
提案者のお話は、これは来年度はある
いは十億か十五億、来々年度になつて財
政の事情によつてはもつ／＼とふえるか
もしれぬ、そういうような非常に幅の広
いといふか、つかまえてころのない話

今、御説明の五割増しの償却は、かきしんの御説明の五割増しの償却は、つまり通常の償却の五割増し、従つてかりに十五箇年の償却を五割増しとすれば、その十五箇年の償却がまあ三年ほど早くなる。しかもこれは取得後の三箇年間で、しかも青色申告、といううな、そういう条件をつけて政令に委任したので、これは政府に委任しておいても年間はそう、十億と違ふことはない。そのほかに相当予算に關係するような政令委任事項はないのか。

○泉説明員 予算に關係した面です。した大きな委任があるかどうかという点につきましては、現在法人税の施行規則で重要財産の免税範囲をきめることにいたしております。これは予算にといたしてあります。これは重要財産の範囲というものはやはり政令で定められております。

○奥村委員 おそらくその重要財産の範囲を政令できめることは、その法律の審議のときに政令内容は明らかになつておつたと思う。しかしそれをあなただに聞いてもだめなんだが、そこでもう一つ、話は元にもどるが、この重要財産指定と同じ、あるいはそれ以上の重要な委任政令であるからして、こゝで政令内容が明らかでなければならぬことになるのであるが、これもたがいに重ねてお尋ねしたにもかかわらず、御答弁ができなかつたことはまことに残念に存するのであります。

○泉説明員 お話の政令案の内容は、先ほど申し上げましたように、われわれ日夜検討いたしておるのでございまして、国会で御審議が終るころまでには政令案の要綱として提出いたしたい、かように考えておるのでございませう。

す。その点は御了承願いたいと思ひます。

○奥村委員 それでは今度は相続税の方に移りたいと思ひます。第四条第三項に、相続移譲の場合の例外規定が出ておるわけでありませう。そこでこの条文を見ると、所得税法第五条の第二項の規定は適用しないことになつておるので、相続の場合の譲渡所得税もかからない、それから相続税もかからない、こういうふうな解釈ができるのであるが、その点はいかがですか。

○泉説明員 第四条の三項に関連しての御質問でございますが、これは試験研究を行つておる個人がその途中で死亡いたしました場合におきまして、その相続人が被相続人の行つておりました試験研究に關係する事業を承継しましたその試験研究を継続して行きますときにおきましては、相続の際に看做譲渡の規定による譲渡所得に課税をしないという規定を規定いたしておるのでございませうが、これは相続人が引続き有しておるものと見まして、その相続人がさらに譲渡いたしました場合に譲渡所得を課税するということになつておるのでございまして、要件として、先ほど申し上げましたように、被相続人が行つておりました事業をそのまま継続するということが、それからさらに被相続人が行つておりました試験研究を継続するということを要件としておるのであります。それではなぜ、このような規定を設けたかと申しますと、せっかく被相続人が行つておりました試験研究を相続人がさらに継続して行きます際に、その三年間の減価償却の特例を認めないということに氣の毒でありますので、試験研究も

続けるし、被相続人の事業もそのまま続けて行くという場合には、そういうことにしたい。そうするためには、相続の際に看做譲渡の課税を行いますと、相続人の取得価格というものが時価によつて出て参りまして、従来の償却と違つたことになつて参りますので、そういう継続を認めようという趣旨で、この規定を設けておるのでございます。

○奥村委員 それでは看做譲渡はかけないというのであるが、この場合に相続価格というものはどういふ価格になるのか。

○泉説明員 相続税自体は、もちろんその機械等の時価で課税になるのでございませう。時価の判定はもちろんいろいろむずかしい点があるかと思ひますが、これは類似の機械の時価を参照いたしまして評価することになるわけでございます。

○奥村委員 第六章に、中小企業の診断としてまことにけつこうな規定が出ております。そこでこの第六章に何か補助金とか、あるいは減価償却とか、いささかでも何か入れなければ——この第六章では中小企業の看板だけかけて、何も見てない。第十三条には、調査、診断、勧告を行う公共団体に、予算の範囲でその経費の一部を与えるというのだが、これは直接何も中小企業に与えられるものではない。そうすると、この第六章で中小企業に対しては、せっかく看板を掲げながら、ほんとうにこれはなんにも実質がない。これについては提案者も御苦心なさつたことと思ふのであるが、これに対してなんとか課税の方法について、せめてほかの

企業措置についてと同じようなことはお考えにならなかつたか。

○中村(純)委員 まことにどうもお尋ねでございますが、この法律全般を通じて、たとえばこの補助金の支出にいたしましたも、あるいはまた租税の減免の措置にいたしましたも、実は企業の大中小にかかわりなく、全部条件に適合しておるものにつきます。これは、やる建前になつておるのであります。しかしまた現に補助金の交付等につきましては、中小企業におけるものに対しては支出しておるケースが相当にあるのでございませう。ただその他の重要な機械設備の取得に対する減税措置というような事柄は、建前は先ほど申しましたごとく、中小企業であつてもむしろさしつかえないのであります。が、実際問題としてはどうしても大企業になりがちだといふことは、これは考えられる次第なのでございませう。これは実情から参りますと、やむを得ない結果でございませう。また中小企業そのものに対しては、これはこの種の本法のねらいとしております技術の向上の面とか、あるいは機械設備の近代化の面とかといふことも、もとよりであります。そのほかにもどうしても金融の面において中小企業の育成措置を講じて行くことが最も肝要かと考えられるのです。それらの面につきましては、私は今日政府当局でございせんから、中小企業対策のことを申し上げる立場にございせんが、通産委員会にいたしましても、極力今まで努力を払つて参つておる次第なのでございませう。従つて、これはなるほど第六章だけを見ますと、これだけのことが書いてあ

るようでございませうけれども、全面的に、私どももいたしまして中小企業対策は考慮をいたしておる次第なのでございませう。

○奥村委員 税法に關連する質疑については、こういう重大な規定は、大蔵大臣なり、せめて主税局長なりを呼んで、ここで御質疑をしなければならぬ、そういうふうに思ふのであります。が、残存ながらそれができませんで、地方財政委員会の政府委員がお見えになられたようでありませうから、もうあと簡単に御尋ねをして、私の質疑をひとまず終了したいと思ひます。

地方財政委員会の政府委員にお尋ねいたしますが、今回国会に提案されておるところの企業合理化促進法案の第五条及び第七条、この規定によつて、地方税法第六条の規定の適用、つまり固定資産税を減額することができ、あるいは場合によつては全然免税することもできる、こういうことになつておるのであるが、この法律によつて、当然地方団体においてはこういう機械設備に免税することになるのか、この法律の規定をどの程度に地方団体が消化できるのか、その点のお見通しをひとつお尋ねいたします。

○松島説明員 ただいまの御質問にお答えいたします。「地方税法第六条の規定の適用があるものとす」という条文は、地方税法の第六条に、市町村は公益上必要ある場合においては課税をしないことができる、また第二項に、一部について不均一の課税をすることができるといふ規定がございませう。その規定の適用があるということ、この企業合理化促進法案においては、うたつておるわけでありませう。従いま

して、こういった機械設備あるいは研究施設等に対して、固定資産税の軽減あるいは免除をいたしますことが、地方税法の第六条に該當するものかどうかという解釈をここに明らかにしておるのであります。しかしながらここに解釈を明らかにするということは、同時に国の立場において、こういったものについては地方団体にこの法律の趣旨に沿つて減税なり免税をするようにということ、を、勧奨する意味を含んでおるものと私は考えております。従いましてその範囲内において、地方団体においてもその国の施策に沿つて減税するといふことは考えられるのであります。しかしながらそれを減税するかどうかといふことの最後の決定権は、これは地方団体が課税自主権に基いて判断するものであると考えておるのであります。

○奥村委員 そこで先ほどもお尋ねしておつたのですが、その問題と平衡交付金の問題とがどういふふうになつて行くのか、そこでありませう。そういうふうな国の指導勧奨に基いて、それではこういう企業合理化法案による機械設備に対しては、固定資産税を減税する。その減税した分は、特に平衡交付金はふやされるのかどうか。

○松島説明員 ただいま申し上げましたように、地方団体がこれを減税するかどうかといふことは、地方団体が実情に応じて、その判断に従つてなされる事柄でありますので、法律上の建前といたしましては、その減税をなされた分に当然平衡交付金が補填をされるという建前にはなつていないと思ひます。ただ国が勧奨している建前上、その問題について平衡交付金のうち特別

平衡交付金等で、どう考えて行くべきかという問題は、その場合にも残ると思ひますけれども、これにつきましても、平衡交付金主管理との相談の上、何分検討を進めて行きたいと考えております。

○奥村委員 国はこの法律によつて地方団体に特に固定資産税の減税を指導勧奨する、それに従つて地方団体がみづから減税する、しかし平衡交付金に必ずしもこれは算入しないということになると、妙なことになる。そこでこれをもう一つ突き詰めて言うならば、地方財政で各府県あるいは各市町村が非常に不均衡になつております。そこで平衡交付金の交付を必要としないような富裕な市町村あるいは府県においては、もちろんこの税法を自動的に適用して、またこの企業合理化を自動的に適用して、大幅な減税ができる。ところが平衡交付金をうんと必要とする地方団体においては、この規定適用に對して平衡交付金の増額はしないということなら、事実上においてはこれは減税できない、そうすると事実上においては府県、市町村の財政の状況によつてこの規定適用が非常に大幅に差別あるいは浮動があるということになるが、そういうふうにあなたはお考えになりますか。

○松島説明員 ただいまのお話のような問題が起きて来ると思ひますけれども、しかしながら現在の地方財政というものが、地方団体に自主権を与えて、その範囲内においてすべての問題を処理するという建前をとつております以上は、かりに地方団体間にある程度をういつた相違が現われて来ることも、またやむを得ないのではないかと

考えられるのであります。たとえば現在の法律で、税率につきましても標準税率という制度がございますけれども、この標準税率の制度によりまして、それは一つの標準でありまして、それによらないで、財政上の必要があれば税率を上げ、もしくは下げることもできるという建前をとつてゐるわけでありまして、従つてそういうことから申しますと、標準税率以外の税率で課税する団体と、そうでない団体との間には、非常に不均衡が起るのではないかと、これは問題も、同じような問題として起るわけでありまして、しかし課税自主権というものを認め、地方団体の財政経理の自主権を認めております以上、その地方団体の財政の自主性と、その地方団体のいづかの問題は、判断によつてこの問題が適正に取扱われることをわれわれは期待してゐるのであります。全部が全部一律にこうなつて来るということとは、かえつて実情に即さないのではないかと、いふふうにかへるわけでございます。

○奥村委員 地方団体は標準財政を一応想定して、標準税率のもとに平衡交付金が交付されておるといふことで、従つて一応の標準は立てられておるが、地方財政の実情によつて課税自主権が認められておる。それはよくわかつておる。そこでその平衡交付金を交付するための基準率といふものは、この法第五條、第七條は今の御答弁では全然御考慮になつておらぬ。これははつきり考慮しておらぬということなんですか、重ねてもう一べんお尋ねしておきましよう。

○松島説明員 今の普通一般平衡交付金の算定の基準から申しますと、これは法律上何ら考慮の対象にはならない。しかしながらそういうふうな一般的な基準によつて算定しますと、欠陥を補うために、特別平衡交付金の制度がございますので、そういう問題について、今後どうこの問題を取上げ行くかということについては、なお検討いたして行きたいということは先ほど申し上げたのでございます。

○奥村委員 納税者がこの合理化促進法及び地方税法の規定に基き、もし減税の措置を地方団体の長に要求した場合に、これを拒むことができるのかどうか。

○松島説明員 これは先ほど申し上げましたように、「地方税法第六條の規定の適用があるものとする。」といふことを法律で言つてゐるわけでありまして、その第六條を適用するかどうかというところは地方団体の課税自主権にまかせられております關係上、個々の問題について差別的な取扱ひをするといふことは違法であらうと思ひますけれども、一般的にこういつた取扱ひをその市町村がするかしなにかという決定は、市町村の自主権にゆだねられてゐると考えます。

○奥村委員 大体この地方税法の第六條の規定といふのは、はなはだあいまいな規定であるが、これに對してももう少し内容を明らかにする政令あるいは命令があるのかどうか、お尋ねしておきます。

○松島説明員 地方税法第六條は、市町村が公益上その他の事由により課税を不当とする場合においては課税しない、あるいは不均一の課税をすることができるといふ規定でございます。その公益上必要であるかどうかという判断は、これは市町村を中心にして考へて、それが公益上必要であるかないかという判断を市町村ができないといふことは私はないと思ひます。従つてその程度の判断を政令なり法律なりで縛らなければ、市町村が判断できないのだといふのは、市町村の課税自主権が有名無実になつてしまふ。従いましてこの判断は、市町村においてされるべきであると考えております。

○奥村委員 従いまして現在のところ、この公益上必要であるかどうかといふことについての判断は、内容がこれ／＼のものであるといふことの政令なり命令なりは出ておりません。

○松島説明員 できると考えます。

○奥村委員 それでは企業合理化促進法案の第五條、第七條にもどるといふふうに考えますが、これは議論になりますから、この点はやめます。なおまたこれも議論になりますから、おそろくただですら今地方団体の非常な財政の楽なところもあり、困つてゐるところもある。従つて財政の困つてゐるところは極度に地方税が加重されてゐるし、財政の楽なところは極度に税がゆるいといふふうな状態だが、今回のこの法律施行によつて、なおその浮動がひどくなるという印象を強くするので

ありますが、これも議論になりますので、私はこの辺で質疑をひとまず打ち切ります。

○小金委員長 ちよつと速記をとめてください。

〔速記中止〕

○小金委員長 速記を始めてください。それでは本日はこの程度にて散会いたします。

午後零時四十八分散会

昭和二十六年十二月十九日印刷

昭和二十六年十二月二十日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局